

告知

【理事改選について】

一般社団法人日本緩和医療薬学会社員 各位

平成 23 年 6 月に行われる社員総会において、一般社団法人日本緩和医療薬学会 理事改選選挙を行います。

平成 21 年に行われた法人化に伴い現理事を選任し学会運営を行って参りましたが、法人化より 2 年を経過し定款の定めにより理事改選を行うものです。

理事改選の概要

- ① 理事候補者となろうとする者は現理事（複数）及び、現社員（複数）の推薦を受け立候補する。
- ② 現理事は理事推薦権、社員推薦権を有する。
- ③ 現社員は社員推薦権を有する。
- ④ 定款にて理事定員を定めていないため、原則として選出は信任投票をもって行う。
- ⑤ 代表理事、副代表理事の選任については理事の互選とする。

以上

尚、理事選挙規定については、改めてお知らせいたします。